

「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会」設置要領（改定案）

1 趣旨

「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会（以下「検討会」という。）」は、肉用鶏の生産における衛生水準の向上、消費者及び飲食店に対する情報提供に関する方策等を検討する目的で設置する。

2 検討事項

- （1） 肉用鶏における衛生水準向上に関する事項
- （2） 消費者及び飲食店に対する情報提供に関する事項
- （3） その他必要な事項

3 委員

（1） 委員

検討会の委員は、鶏肉生産加工事業者、管理獣医師、日本食鳥協会、外食事業者、小売事業者、消費者団体及び学術有識者により構成する。

（2） 委員の任期

任期は、委嘱の日から委嘱された年の年度末までとする。

（3） 代理出席

委員はその申出により、座長の了解を得た上で、委員が指名する者を代理で出席させることができる。

（4） オブザーバー

厚生労働省、消費者庁及び食品安全委員会事務局が参画するほか、検討に必要な場合、必要な者を参加させることができる。

4 座長

検討会には、座長を置き、委員の互選をもって決定する。

5 運営

- （1） 議事は、委員間における自由かつ率直な議論が妨げられないことがないよう、原則非公開とする。会議後速やかに議事概要を取りまとめ、各委員の確認等を受けた上で公表する。議事概要には、発言者名は伏せる取扱いとする。
- （2） 検討会の庶務は、消費・安全局食品安全政策課において処理する。